

令和5年4月24日提出

令和5年第1回 小金井市議会臨時會議案

(写)
小議発第9号
令和5年4月17日

小金井市議会議員様

小金井市議会議長

鈴木成夫

令和5年第1回小金井市議会臨時会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

専第1号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市市税条例の一部を改正する条例）

専第2号 専決処分の報告及び承認について

（小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めるについて

議案第35号 橋りょう長寿命化補修整備（いちご橋）に関する施行協定の
締結について

なお、

○ 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第1回）
は、市長から送付され次第、後日送付します。

専第1号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付けで小金井市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和5年4月24日提出

小金井市長 白井 亨

(写)

専決処分書

小金井市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市市税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和5年3月31日

小金井市長 白 井 亨

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第40条中「又は」の次に「第5号の15の2様式もしくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第51条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第52条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第115条第1項及び第5項並びに第118条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第16条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第16条の2を削り、付則第16条の2の2を付則第16条の2とする。

付則第16条の6第3項を削る。

付則第17条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号アイ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号アイア中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31

日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号アⅰ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号アⅰa中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第17条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付則第18条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条もしくは第64条」を「もしくは第63条」に改める。

付則第18条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とし、同条第16項を削る。

付則第19条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

付則第40条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後的小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお、従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前的小金井市市税条例付則第16条の2及び第16条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第1号資料1

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

- (1) 地方税法施行規則改正に伴い、様式の追加を行う。（市民税関係。法第321条の5、法第321条の8、法第321条の12、法第473条、法第481条、条例第40条、条例第51条第1項及び第5項、条例第52条第1項、条例第115条第1項及び第5項、条例第118条第1項）
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。（市民税関係。法附則第6条第4項、条例付則第16条第1項）
- (3) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止する。（市民税関係。法附則第29条の8の2、法附則第29条の18第3項、条例付則第16条の2、条例付則第16条の6第3項）
- (4) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、特例の期限を50%軽減及び75%軽減は3年間、25%軽減は2年間延長する。（市民税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (5) 下水道除害施設に係る固定資産税の減額措置を廃止する。（固定資産税関係。法附則15条第2項第5号、旧条例付則第18条の2第2項）
- (6) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の減額措置を廃止する。（固定資産税関係。法附則第64条、旧条例付則第18条の2第16項）
- (7) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。（市民税関係。法附則第34条の2第1項及び第5項、条例付則第40条第1項及び第2項）
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (付則第1条)

4 経過措置

(1) 固定資産税に関する経過措置

ア イに定めるものを除き、この条例による改正後的小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（イにおいて「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（イにおいて「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。イにおいて同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（イにおいて「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（イにおいて「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(付則第2条)

(2) 軽自動車税に関する経過措置

ア 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前的小金井市市税条例付則第16条の2及び第16条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

イ 新条例付則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(付則第3条)

小金井市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)	
第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式もしくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。	第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。 (法人の市民税の申告納付)	様式の追加用語の整備
第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。	第51条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。 2 } 省略 4 }	2 } 省略 4 }
5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用において、当該申	5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用において、当該申	5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6ペーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用において、当該申

告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第2号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6) 省略
1 6 }

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 省略
4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第115条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下のこの節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、

告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6) 省略
1 6 }

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第52条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第31項又は第35項の納期(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 省略
4 省略

(たばこ税の申告納付の手続)

第115条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下のこの節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、

第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第113条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2) 省略
4) 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第118条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第118条たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2による納付書によつて納付しなければならない。

第113条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第113条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2) 省略
4) 省略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第118条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第118条たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額もしくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

同上

2 省略 付 則
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第 16 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 省略

3 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 16 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間（付則第 16 条の 6 第 3 項において「定期間」という。）に行われたときに限り、第 98 条第 1 項の規定にかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例）

第 16 条の 2 省略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 16 条の 6 省略

2 省略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 9 条の 3（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用につ
環境性能割の臨時的軽減措置に

2 省略 付 則
(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)
第 16 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後に提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 省略

3 省略

環境性能割の臨時的軽減措置に

係る規定の削除
第 16 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号（同条第 4 項又は第 5 項において同じ。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間（付則第 16 条の 6 第 3 項において「定期間」という。）に行われたときに限り、第 98 条第 1 項の規定にかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例）
第 16 条の 2 省略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 16 条の 6 省略

2 省略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第 9 条の 3（第 2 号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用につ
環境性能割の臨時的軽減措置に

<p>いっては、当該自動車の取得が特定期間に行われたときは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>係る規定の削除</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定をする日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>規定期の整備</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>規定期の整備</p>
<p>第2号ア(1) 3,900円 2,000円</p>	<p>規定期の整備</p>

<p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定をする日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>

項の削除

<u>第2号ア(イ)a</u>	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
<u>第2号ア(イ)b</u>	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア(イ)</u>	3, 900円	3, 000円
<u>第2号ア(イ)a</u>	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
<u>第2号ア(イ)b</u>	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年

同上

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年

3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第4
4.6条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び
次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のもの
に限る。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガ
ソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定
を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、
同号ア(1)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、
同号ア(1)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリ
ン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用
のものに限る。）に対する第101条の規定の適用については、当
該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号
指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に
限り、同号第2号ア(1)中「3,900円」とあるのは「3,000
円」と、同号ア(1)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月
1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表
の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリ
ン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第101条の
規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日
から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場
合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽
自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初
回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種
別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリ
ン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用
のものに限る。）に対する第101条の規定の適用については、当
該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の輕
自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1
日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の
左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、三輪
以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受け
る三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、國
土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交
通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断を

項目の繰上げ及び
種別割のグリー
ン化特例（誤謬）
について、特に
期限の延長
第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、三輪
以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受け
る二輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、國
土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交
通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断を

するものとする。

2 省略	するものとする。	法改正に伴う規定の整備
3 省略 (読替規定)	するものとする。	法改正に伴う規定の整備
第18条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第74条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2までもしくは第63条」とする。	法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 省略	法改正に伴う規定の削除
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法改正に伴う規定の削除
3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法改正に伴う規定の削除
4 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法改正に伴う規定の削除
5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	法改正に伴う規定の削除
6 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は12分の7とする。	法改正に伴う規定の削除
7 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法改正に伴う規定の削除
8 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	法改正に伴う規定の削除
9 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号	10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号	法改正に伴う規定の削除

1.0 法附則第15条第25項第3号口に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1.1 法附則第15条第25項第3号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1.1 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1.2 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1.2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	1.3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
1.3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1.4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1.4 省略	1.5 省略
	1.6 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける者)がすべき申告)
第19条	第19条
1.0	1.0
2	2
{ 省略 }	{ 省略 }
1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)	(1)
{ 省略 }	{ 省略 }
(6)	(6)

1.1 法附則第15条第26項第3号口に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1.2 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
1.1 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	1.3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
1.2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	1.4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
1.3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	1.5 省略
1.4 省略	1.6 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。
	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受ける者)がすべき申告)
第19条	第19条
1.0	1.0
2	2
{ 省略 }	{ 省略 }
1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)	(1)
{ 省略 }	{ 省略 }
(6)	(6)

1 2 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡
所得に係る市民税の課税の特例)

第 4 0 条 昭和 6 3 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項における譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に該当する所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 省略
(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 3 4 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

1 2 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡
所得に係る市民税の課税の特例)

第 4 0 条 昭和 6 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 3 1 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項における譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 1 項に規定する前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に該当する所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 省略
(2) 省略

2 前項の規定は、昭和 6 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第 3 4 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 3 4 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略

付 則

(施行期日)
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後的小金井市

市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項目において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の固定資産税条例付則第16条の2及び第16条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第17条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専第2号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

令和5年4月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(写)

専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和5年3月31日

小金井市長 白 井 亨

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第1条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

付則第1条の3（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

付則第13条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第33項、第34項もしくは第36項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第32項、第33項、第35項もしくは第46項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 次条に定めるものを除き、この条例による改正後的小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例付則第13条の規定の適用については、同条中「、第35項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第35項」とする。

専第2号資料1

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。

2 改正内容

令和5年度の税制改正により、都市計画税の課税標準の特例措置に係る規定が整備されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。（法附則第15条、条例付則第13条）

3 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。（付則第1条）

4 経過措置

- (1) (2)に定めるものを除き、この条例による改正後的小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。（付則第2条）
- (2) この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第　　号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新条例付則第13条の規定の適用については、同条中「、第35項もしくは第46項」とあるのは、「もしくは第35項」とする。（付則第3条）

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
付 則 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)	付 則 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)	
第1条の2 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	第1条の2 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	法改正に伴う引用条項の整備
第1条の3 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	第1条の3 法附則第15条第3項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	同上
第13条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第32項、第33項、第35項もしくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第5条から第15条の3までもしくは第63条」とする。	第13条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第33項、第34項もしくは第36項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「もしくは第33項又は附則第15条から第15条の3までもしくは第63条」とする。	
付 則 (施行期日)	付 則 (施行期日)	
第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)	第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置)	
第2条 次条に定めるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	第2条 次条に定めるものを除き、この条例による改正後の小金井市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。	
第3条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に關	第3条 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に關	

する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第
1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける新条例
付則第13条の規定については、同条中「、第35項もしくは第4
6項」とあるのは、「もしくは第35項」とする。

議案第34号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めるについて

小金井市固定資産評価員の選任に関し同意を求める。

令和5年4月24日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

固定資産評価員の後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価員の選任に関し同意を求めるについて

小金井市固定資産評価員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 東京都小平市

氏 名 神山伸一

年 齢 58歳

職 業 地方公務員

議案第34号資料

経歴調書(略歴)

住 所 東京都小平市

氏 名 神山伸一

年 齢 58歳

職 業 地方公務員

学歴

昭和63年3月 神奈川大学経済学部卒業

職歴

昭和63年4月 小平市に採用され総務部職員課付けに所属
平成24年4月 地域振興部産業振興課長に昇任
平成27年4月 公益財団法人小平市文化振興財団事業課長に就任
令和2年4月 環境部環境政策課長に就任
令和5年3月 小平市を退職
令和5年4月 小金井市副市長に就任し、現在に至る。

賞罰

なし

橋りょう長寿命化補修整備（いちご橋）に関する施行協定の締結について

西武多摩川線に架かるいちご橋の補修のため、次のとおり施行協定を締結する。

令和5年4月24日提出

小金井市長 白 井 亨

- | | |
|----------|----------------------|
| 1 協定の目的 | いちご橋の長寿命化補修整備工事 |
| 2 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 協定金額 | 概算 192,000,000円 |
| 4 協定の相手方 | 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の1 |

西武鉄道株式会社

代表取締役社長 喜多村 樹美男

- | | |
|---------|---------------------|
| 5 協定の期間 | 協定締結の日から令和6年3月31日まで |
|---------|---------------------|

(提案理由)

西武多摩川線に架かるいちご橋を補修する必要があるため、本案を提出するものであります。

橋りょう長寿命化補修整備（いちご橋）の工事内容について

